

第 859 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 22 日開催

紫波町農業委員会

第 859 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 859 回紫波町農業委員会総会は、令和 7 年 7 月 22 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 7 年 7 月 22 日(金) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 16 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条に係る許可申請の取り下げについて

日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について

日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員 (10 名)

1 番 蒲生庄平 君 3 番 大沼仁志 君 4 番 鈴木芳勝 君

5 番 山田 讓 君 6 番 佐藤武士 君 8 番 高橋伸夫 君

9 番 横沢一則 君 10 番 佐藤廣志 君 11 番 工藤姫子 君

12 番 岡市充司 君

5 欠席委員

2 番 若菜千穂 君 7 番 菅川 正 君

6 遅刻委員 なし

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 高田 浩一 君

事務局次長 吉田 裕之 君

主任 藤根あけみ 君

主任 横沢三重子 君

○事務局長 (高田浩一君)

ただ今から、第 859 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長 (岡市充司君)

農地の日の活動、大変お疲れ様でした。

最近よく言われているのは、営農型太陽光発電につきましては、今後は条件がさらに厳しくなっていく傾向にあると言われておりますので、委員の皆さんもそうした視点で、もし相談があったときには対応していただければと思います。

農業者が減少している中、地域で農地を活用していくことができればそれに越したことはありませんけれども、もしそれができなければ他の地域からの参入もやむを得ないのかなと思っています。

今年の梅雨明けは先週の土曜日 19 日でして、昨年より 14 日、平年に比べて 9 日早い梅雨明けとなりました。今年も猛烈な暑さが続いております。これは日本だけではなくて、世界各地で大雨による洪水や熱波による異常気象、自然災害が発生していますが、これも地球温暖化の影響なのかなと思われます。みなさん体調には十分ご注意のうえ、休むときは休んで活動していただければと思います。

それでは本日の総会審議よろしくお願ひいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第 9 条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。
(憲章を唱和)

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立了いたしました。欠席通告は、2 番 若菜千穂委員、7 番 菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案 1 ページをお開きください。
(業務報告書朗読)

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において1番 蒲生庄平委員、3番 大沼仁志委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が16件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

報告第4号 農地法第5条に係る許可申請の取下げについて

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が2件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

○主任（横沢三重子君）

続きまして3ページをご覧ください。報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が12件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

次に6ページでございます。報告第3号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について1件の届けがあり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

次に7ページでございます。報告第4号 農地法第5条に係る許可申請の取下げについて1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案8ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料1ページから併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、7月16日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について、本会のご審議、よろしくお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番は、区画整理後に組田になったときから、譲受人の家が代々耕作していた農地でしたが、将来のことを考えて、組田を解消することにしました。譲受人は、農機具での作業は、地域の生産組合に委託し、その他の作業を適正に行っており、問題がないと思われます。

付議番号2番は、譲渡人が町外に転出するため、農地を手放したいという意向により、地域の農業法人に買い受けてもらうものです。譲受人は農機具一式を所有し、稻作中心に経営をしている法人であります。当該法人は経営面積も多く、労働力の補完が必要と思われるため、管理状況について注意すべきとの意見がありました。一方、当該農地は狭小（きょうしょく）で法面が高く、耕作条件が厳しい農地であり、引き受け手が譲受人のみとなっていること、また、これまで譲受人が借り受け耕作していたことを踏まえ、検討した結果、譲渡はやむを得ないとし、今後の状況を見守りしていくことで意見がまとまりました。

付議番号3番は、効率的な耕作をするため組田を解消するものであり、今まで耕作をしていた方に所有権を移転しようとするものです。譲受人は農機具一式を所有しており、問題がないと思われます。

付議番号4番は、親子間での使用貸借権設定するものであり、貸人が体調不良のため、息子さんが経営を継承するものです。息子さんは新規就農者として、妻と2人で経営を継承する予定であり、農機具一式を所有している農家であるため、問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、この案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案10ページになります。議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、7月16日の農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は9月5日公告予定です。本会のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番から3番までが新規案件で、耕作者の高齢化や体調不良、後継者不在の理由により、近隣農地を耕作している農業者への依頼、または認定農業者及び農業法人等の規模拡大により集積をするため、問題がないと判断いたしました。

また、付議番号4番は、農業経営基盤強化促進法の相対契約から中間管理事業に移行したものであり、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、この案件について、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案は12ページ、調査資料は10ページからになります。議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。

（議案書朗読）

本案件につきましては、7月16日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

5番委員。

○5番（山田譲君）

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する現地調査を7月16日に畠山佳正推進委員、吉田夏生推進委員、事務局長と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号1番は、保育所用地として一部売却のために調べたところ、宅地の一部が農地だったということで願い出がでたものでございます。

付議番号2番は、農業後継者が新しく家を建てるため確認したところ、倉庫敷地の一部が農地のままだったものです。

どちらの案件も、証明願のとおり認めてよい状態でありました。報告は以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案第4号 農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、をご説明します。議案13ページをご覧ください。また、別添調査資料は12ページからとなります。申請件数は売買が6件、使用貸借が4件です。

(議案書朗読)

以上の案件につきまして7月16日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われますが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

5番委員。

○5番（山田譲君）

議案第4号 農地法第5条による許可申請に対する現地調査を7月16日に畠山佳正推進委員、吉田夏生推進委員、事務局長と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号1番は、申請人がモータープールを設置するため転用しようとするものです。現地は、紫波インターチェンジの西側に位置し県道に接する農地で、周辺農地の分断や影響はないと思ってまいりました。

付議番号2番は、農業後継者が家を建てるため転用しようとするものです。実家に隣接する農地であり、周辺の農地に影響はないと思われます。

付議番号3番は、周囲を住宅地に囲まれた農地です。不整形な土地で周辺に農地はなく、支障はありません。

付議番号4番は、農業後継者が家を建てるため転用しようとするものです。現在住んでいる実家に隣接する農地の一部で道路に面した部分であり。周辺の農地には影響がないと思われます。

付議番号5番は、太陽光発電設備の設置のため転用しようとするものです。現地は草が繁茂していますが、近隣の方に聞いたところ、以前は小麦を作付けしていたが数年前から耕作されなったとのことでした。申請地は、紫波二中の西側で国道と北上川

に挟まれた場所にあり、周辺農地への影響はないと思ってまいりました。

以上になります。

以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第859回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時16分 閉会

紫波町農業委員会会議規則第30条第2項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員